

桑名市長島デイサービスセンター 特記仕様書

桑名市長島デイサービスセンターの業務については、「基本仕様書」、「共通仕様書」の規程のほか、この特記仕様書の定めにより行うものとする。

第1 施設の概要

(1) 名称 桑名市長島デイサービスセンター

(2) 場所 桑名市長島町松ヶ島66番地

(3) 施設規模

構造:鉄骨造2階建

敷地面積:1,878㎡

床面積:1階 524.38㎡

2階 333.76㎡

(4) 施設内容

○デイサービスセンター

事務室、湯沸室、相談室、書庫、休憩室、日常動作訓練室、特別浴室、一般浴室、洗濯室、食堂、厨房、機械室等、会議室、介護者教育室、介護機器展示スペース等

○訪問介護ステーション

ホームヘルパーステーション等

第2 管理運営業務の基準

1. 利用の基準

(1) 開館時間

9時から17時まで

(2) 休館日

日曜日、祝日(敬老の日を除く)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

2. 施設の運営業務の基準

(1) 利用受付等

(ア) 利用許可申請があったときは、桑名市長島デイサービスセンター条例(平成30年桑名市条例第56号。以下「条例」という。)に規定する利用者の範囲に該当するか確認する。

(イ) 利用許可申請を受け付けたときは、他の利用許可との重複がないよう確認する。

(ウ) 市の承認を得て、利用許可書を交付する。

(エ) その他、利用受付等に関し、条例及び桑名市長島デイサービスセンター条例施行規則(平成30年桑名市規則第59号)に規定された手続を実施する。

(2) 利用者への説明業務

初めての利用者に対し、施設の利用方法や、設置されている機器の使用方法等について説明を行うこと。

3. 桑名市長島デイサービスセンター固有の運營業務の基準

(1) 条例第4条に規定する老人デイサービスに関する事業

- ・老人デイサービス事業に関すること
介護保険法に基づいた通所介護事業を実施すること。

(2) 条例第5条に規定する訪問介護に関する事業

- ・訪問介護事業に関すること
介護保険法に基づいた訪問介護事業及び障害者総合支援法に基づいた居宅介護事業を実施すること。

4. 施設の維持管理業務

(1) 建築物及び設備の保守管理業務

共通仕様書に示したものに加え、以下の項目について実施すること。

項 目	実施内容
清掃 (日常清掃) (床面清掃) (窓硝子清掃)	1回/日 1回/年 1回/年
警備	夜間、閉館日
消防用設備保守点検	2回/年
建物設備機器点検	1回/年
自動ドア保守点検	2回/月
昇降機保守点検	1回/月
自家用電気工作物保安 (月次点検) (年次点検)	6回/年 1回/年
防鼠、防虫管理 (防除施工)	6回/年
浴槽水検査	1回/年

5. 受託者が提案し実施する事業

受託者は条例第1条で定める施設の設置目的に則り、市民の介護を支援し、福祉の増進を図ることを目的とした事業を市に提案をすること。これにより収入が発生する場合には、収支予算書、

収支決算書等に具体的な名称と共に計上し、市の収入として適正に経理すること。

(1) 参加者負担金

事業に必要な経費は、参加者に負担を求めることができる。ただし、事業の実施目的を損なわないよう、参加費の設定は高額にならないように配慮すること。

(2) 講師等

事業の実施目的を踏まえ、事業企画の必要性からやむをえない場合を除き、講師等はできるかぎり地元に住む各種資格などを持つ人に依頼すること。また、謝礼金は講師等の理解と協力により高額とならないように努めること。

(3) 実施基準等

前年までの実施実績と比較し、住民サービスの低下につながらないよう考慮したうえで市に提案し、承認を得ること。